

福井県公安委員会告示第65号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年5月10日

福井県公安委員会

委員長 菱川 健治

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	新規取得講習	令和元年6月24日(月)から 令和元年7月2日(火)まで	30名
	追加取得講習	令和元年6月27日(木)から 令和元年7月2日(火)まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、1号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に1号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者
- エ 1号警備業務に係る旧1級検定に合格した者
- オ 1号警備業務に係る旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和元年5月20日（月）から同年5月31日（金）までの午前9時から午後5時までの間（定員になり次第受付を終了する。）
日曜日および土曜日を除く。

(2) 受付場所

福井県内の警察署

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。）1通

イ 新規取得講習

(ア) 上記3(1)アに該当する者

- a 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
- b 履歴書 1通

(イ) 上記3(1)イに該当する者

1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 上記3(1)ウに該当する者

- a 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 上記3(1)エに該当する者

1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 上記3(1)オに該当する者

- a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 上記3(2)アに該当する者

- a 警備業務従事証明書 1通

- b 履歴書 1通
- c 資格者証等の写し 1通
- (イ) 上記3 (2)イに該当する者
 - a 1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 資格者証等の写し 1通
- (ウ) 上記3 (2)ウに該当する者
 - a 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 資格者証等の写し 1枚
- (エ) 上記3 (2)エに該当する者
 - a 1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 資格者証等の写し 1枚
- (オ) 上記3 (2)オに該当する者
 - a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 資格者証等の写し 1枚

(4) 手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

に相当する福井県証紙を警備員指導教育責任者講習受講申込書に貼り付けること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活環境課

電話0776-22-2880（内線3192、3187）または各警察署生活安全課（係）

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。